

議 第 45 号
令和8年7月23日提出

熊本博物館協議会の委員の委嘱について

熊本博物館協議会の委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

(提出理由)

博物館法（昭和26年法律第285号）第23条、第24条及び第25条並びに熊本博物館条例（昭和28年条例第61号）第5条の規定により、熊本博物館協議会の委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第11号の規定に基づき教育委員会会議の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本博物館協議会委員名簿（案）

変更

（敬称略）

旧				新			
	区 分	氏 名	所属団体・役職等		区 分	氏 名	所属団体・役職等
1	社会教育	松下 純一郎	熊本県文化協会 副会長	1	社会教育	松下 純一郎	熊本県文化協会 副会長
2	学識者	鈴木 寛之	熊本大学文学部 准教授	2	学識者	鈴木 寛之	熊本大学文学部 准教授
3	学識者	池上 直樹	御船町恐竜博物館 主任学芸員	3	学識者	池上 直樹	御船町恐竜博物館 主任学芸員
4	学識者	小畑 弘己	熊本大学 名誉教授	4	学識者	小畑 弘己	熊本大学 名誉教授
5	学識者	高宮 正之	熊本大学 名誉教授	5	学識者	高宮 正之	熊本大学 名誉教授
6	市議会議員	山本 浩之	熊本市議会議員 教育市民委員会委員長	6	市議会議員	山本 浩之	熊本市議会議員 教育市民委員会委員長
7	学識者	坂本 真理子	くまもと里と山研究所 代表	7	学識者	坂本 真理子	くまもと里と山研究所 代表
8	学識者	中西 真美子	熊本県立図書館 非常勤職員	8	学識者	中西 真美子	熊本県立図書館 非常勤職員
9	社会教育	岩崎 千夏	熊本市現代美術館 副館長	9	社会教育	岩崎 千夏	熊本市現代美術館 副館長
10	家庭教育	塚本 綾	熊本市PTA協議会 常任理事	10	家庭教育	塚本 綾	熊本市PTA協議会 常任理事
11	一般公募	小原 梓	公募委員	11	一般公募	小原 梓	公募委員
12	学校教育	秋元 千佳	熊本市立花園小学校 校長	12	学校教育	秋元 千佳	熊本市立花園小学校 校長
13	学校教育	菊川 靖浩	熊本市立城西中学校 校長	13	学校教育	菊川 靖浩	熊本市立城西中学校 校長
14	学校教育	星牟禮 琉奈	熊本市立必由館高校 文理総合探究科 文理コース2年	14	学校教育	星牟禮 琉奈	熊本市立必由館高校 文理総合探究科 文理コース2年
15	社会教育	山瀬 佳規	熊本県博物館ネットワークセンター 所長	15	社会教育	吉村 修一	熊本県博物館ネットワークセンター 所長

任期：令和7年（2025年）8月1日～令和9年（2027年）7月31日 2年間

※改選委員任期：令和8年（2026年）8月1日～令和9年（2027年）7月31日
（前任者の残任期間）

備考：女性委員比率 46.7%（7／15人）

2 関係法令の規定（抜粋）

○博物館法(昭和26年12月1日 法律第285号)

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○熊本博物館条例（昭和28年11月7日 条例第61号）

第5条 法第23条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員会が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の委員は、再任されることができる。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年11月14日 教委規則第6号） （事務の委任）

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (11) 法令又は条例に基づく委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員を任命し、又は委嘱すること。